



ショック以来の変動によりまして昭和四十九年、五十年、二カ年間の累積赤字が約四千五百六十億円というふうになりました。

このような傾向は今後なお持続することになりまして、電電公社といたしましても結局経営基盤のために財政を立て直す必要があるということとで、先ほど御質問にもありましたような料金改定案を政府にお願いするということになりまして、政府として法案を提出された、こういうことでございまして。

○高橋(千)委員 電信電話事業は長期にわたって継続的また計画的に運営されるべき性格のものであります。事業収入はそのために基礎となるものであると考えますが、今回の料金改定によって健全な財政をいつころまで維持できるものですか。また、料金改定後の公社の収支の見通しというものについて説明していただきたい。

○遠藤説明員 いま総裁がお答えしましたようなことで、今回料金を改定をしていただきますと、公社のやつております事業のうち赤字部門はほとんど解消され、したがって、公社全体の財務といたしまして、私どもは三年を目途としておりますが、さらに合理化あるいは企業努力によりましてもう一年ぐらい、少なくとも三、四年は再びこういう御迷惑をおかけしないといけないもの、こういうぐあいに思っております。

○高橋(千)委員 また、最近の物価の上昇傾向は一時と比べますと比較的鎮静化しているように思いますが、依然としてその上昇機運はまだ根強いものがあります。公共料金の改善は新たな値上げ競争の引き金となるべき危険性を持っており、国民生活に与える影響等は非常に大きなものがあると思ひます。たとえばお米の値段などが上がりますと食堂におけるメニューなどが全部上がります、またお菓子にまでも影響が及んでくるようになっております。そのように、電話の値上げも行われた場合にはサービス料金などというもののまでも反映していくのではないかと考えられますので、今回の料金改定は私も庶民の家計に

大きく響くものと思ひますので、これが物価に及ぼす影響とか、またその影響度と国民生活に対する配慮というものを御聞かせ願ひたいのです。

○喜多村政府委員 今回の料金値上げが家計負担にどの程度になるかというお尋ねかと思ひます。昭和五十一年の総理府統計局が出しております家計調査によつて調べてまいりますと、家計支出総額、これは月でございまして、十五万八千円と云うのが出ておりますが、その中で電報、電話に充てられております金額は約二千万でございまして、それが今回の値上げでもって約九百万増加する、合計二千九百万になるもの、こういうふう計算されます。なお、物価につきましては、消費者物価指数でございまして、これは旧指数で申し上げまして、〇・四程度引き上げられる、こういうことでございまして。

○高橋(千)委員 配慮というものはどのようになっておりますか。国民生活に対する配慮。

○松井政府委員 公社は、四十九年度からの大幅な赤字の収支を改善するために料金の改定を郵政省に要請してきたわけですが、公社の要請をそのとおり実施いたしました場合には、国民生活に与える影響もかなり大きいところから、政府間における調整によりまして、基本料を初年度はその半分の五〇％にとどめることによりまして、段階的に、急激な負担増を避けるようにした次第でございまして。

○高橋(千)委員 最初に述べましたように、関係の皆様方のおかげで電話というものの普及は目覚ましいものがありますが、このような発展の陰には、農山漁村地域などが、まだまだ電話を引くのに大変なお金がかかり、また特別負担を要するところや、申し込んでもなかなかつけていただけないという地域がかなり残っておりますが、これらについてのサービス改善の対策はどのようなことになっておりますか。

また、小さなことですけれども、現在夜間の通話料金が割引になっております。夜の八時になると待ちかねてふるさとへ電話をするという方々が

大変多い。利用者が大変多い。そして喜ばれておりますが、このようなことをさらに拡大していただいて、日曜あるいは休日の電話の通話も安くする、というような細かな心遣いをしていただけないものでしょうか。あわせてお願いいたします。

○遠藤説明員 電話の申し込みの積滞につきましては、昭和五十二年度末には目標を達成するということとは先ほど総裁の申したとおりであります。それが、それ以後におきましては、ただいまお話のありましたように、加入区域の拡大でありますとか地域集団電話の一般化、こういったような面でのだいまお話のございました農山漁村の方々に対するサービスはさらによくしていくということで努力をいたしたいと思っております。

それから、夜間の料金割引につきましては、現在試行的に正月三日をやっておりますが、これは郵政省の御認可をいただきました上で、模様を見ながら漸次拡大をして、おっしゃるやうに皆様が便利に電話を使つていただけるようにいたしたいと思っております。

○高橋(千)委員 次に、電報のことをお願いしようと思ひます。

電報は緊急の際の通信手段として重要な役割りを果たしてまいりました。最近では、電話の普及に伴つて利用の減少や人手による部分が大変多いために合理化が困難であるというふうな事情から、電報事業の収支状況はきわめて悪化しているというふうになっております。しかし、幾ら赤字が大きいといつても、一方では「チキキ」といふような面で利用が少しも残っているという以上は、公共企業体の責任としてこのやうなサービスをやめようというわけにはいかないかと思ひますが、大臣はこれについてどうお考えでいらつしやいますか。

○福田(篤)国務大臣 御説のとおり、電報はただいま緊急時における通信手段として大きな役割りを果たしておりますので、これをいま直ちに廃止することはどうも考えられないわけでございます。技術の革新あるいはアメリカなどで伸びて

おります電子郵便、ああいうような技術革新を見ますと、将来は何かの形でいろいろな検討を加える時期が来ようと思ひますが、現在のところ、やはり電報自体が緊急時に必要なものであると私どもは考えておる次第であります。

○高橋(千)委員 最後に、料金改定法案が成立すれば、電電公社の経営基盤が確固たるものになるわけでございますが、電信電話サービスの健全な発展について大臣の御所見を明らかにしていただきたい。

○福田(篤)国務大臣 幸い改定法案が成立した場合に、公社の事業形態が非常に健全化されるわけでございますが、これを機会に、さらに本来の任務である国民に対するサービスの向上、あらゆる点にわたつて最善を尽くすよう指導いたしますのでございまして。

○高橋(千)委員 終わります。

○伊藤委員長 森井忠良君。

○森井委員 いわゆる通信白書を見ますと、四十九年版であります。百四十一ページに住宅用電話につきまして、二十年代までは「ステータスシンボル」とみられたものが、今やシビルミニマムとしての地歩を占めるまでに至つてゐる。こういうふう書いてあるわけですが、これは具体的にはどういうことですか、時間の関係がありますから、郵政省、一言で御答弁をいただきたいと思ひます。

○松井政府委員 国民生活にとりまして必需的なものであるという意味でございまして。

○森井委員 かつては電話はいわゆる特権階級的な者が使つていた、最近ではそれが庶民にまで至つておるといふことの表現であらうというふうな理解をいたしますが、そういういたしますと、庶民の電話、いま事務用電話と住宅用電話と二通りあるわけですが、庶民の電話ということになる住宅用電話が同じく通信白書によりまして、年々二割くらいずつ利用度数がふえておる、こういうふうな指摘がされておりますが、そうすると、これ

はいまの御答弁の裏づけということになりますか。

○松井政府委員 数字的には現在持ち合わせておりませんが、住宅用電話の収入が伸びておるといふ先生の御主張はそのとおりでございます。

○森井委員 郵政大臣にお伺いをするわけでありますが、これも庶民の感情から率直に申し上げたいと思うのです。

御承知のとおり、国鉄運賃は毎年と言ってもいいほどいま上げられておるわけで、国鉄の運賃が高くなりまして、行きたいけれども行けない、せめて電話でも声を聞きたいという、これが庶民の声だと私は思う。あなたは三木内閣の閣僚として、いま申し上げたように、運賃が高くなつたから、せめて電話でという庶民の声からいたしますと、今回、国鉄運賃、電料金、両方とも一挙に引き上げになるということについては、私はきわめて庶民の感情から見て問題があるというふうに思ふわけでありますが、その点についての所管大臣の御意見を承っておきたいと思ひます。

○福田(篤)國務大臣 庶民感情から申しまして、国鉄運賃が上がる、同時にまた、電報、電話が上がる。確かに一つの家計上相当痛手であつて、まことに申しわけないと考えておりますが、しかし、御存じのとおり、公社といたしましても極力いまままで抑えてまいりました。経営合理化その他で、度数料のごときも昭和二十八年来据え置いておるといふ一事を見ましても、値上げは極力抑えてまいつておる。先ほどの總裁のお話のように、オイルショック以来あらゆる悪条件が重なつて、四十九年度からは急激に悪化してきて、やむにやまれない処置をいたしましてこのたび改定法案を提出して御審議を願つてゐる次第でございます。したがつて、この料金値上げの理由あるいは背景につきましては国民の皆さまにぜひとも御理解を願ひたいと思つてゐる次第でございます。

○森井委員 大臣、失礼な質問であります。あなたの御家庭の電話料、いま月に幾らぐらい払つていらつしやいますか。

○福田(篤)國務大臣 正確には覚えておりませんが、秘書に払わせておりますが、大体月四万から六万ぐらいたと思ひます。

○森井委員 大臣は数万お払いになつていらつしやるといふことで、まことに失礼であります。数万も電話を使つていらつしやる方は今度の値上げの比率が少ないのです。むしろ余り電話を使わない層の方がパーセントでいきますと値上げ率はうんと高いという結果に突はなるわけなんです。このところが私は問題だと思ふのです。

たとえば東京の場合で申し上げますと非常にもしろいのでありますが、おもしろいと言ふのは失礼で、深刻でありますけれども、六十度数お使いになる家庭というのがございまして、大臣の場合は数千度数でありますけれども、大体六十度数ぐらにお使いになる家庭というのは老人の家庭です。それから母子福祉家庭、先ほど申し上げましたように、郵政省からも指摘がありましたけれども、もう最近には貧富の差なく電話というものは日常生活と切つても切り離せないという形になつております。

そこで、六十度数使う家庭、これは実は二〇%以上あるのです。住宅用電話の二〇%以上は六十度数以下の家庭です。それから百度数以下の家庭になると住宅用電話の約三分の一、いずれにいたしましても、庶民の側からすれば、そういったささやかではありますけれども、生活の必需品として置いておきたいという家庭から見ますと、東京の場合で具体的に申し上げますと、つまり基本料がいま九百円ですけれども倍になるわけですね。とりあえずは五割でありますけれども五十二年度から倍になる。基本料の部分が九百円から千八百円にはね上がるものから、度数料は七円から十円という公社の原案であります。トータルをしてみますと、実にいま申し上げました六十度数程度の家庭では七八・六%の値上げになるわけです。一方、事務用の電話はどうかといひますと、公社がはいいておる数字を使ひますと、大体九百五十度数ぐらゐが事務用電話の平均であります。

これでいきますと、先ほど申し上げました基本料その他の計算をいたしますと六五・七%の値上げになるわけですね。つまり、くどいようでありましたが、基本料が一年五割ということがありますけれども、いざにしろ一挙に倍になるといふことで、値上げの比率がうんと高くなつておるわけです。私は今度の料金の値上げの中身についてこれが一番問題だと思ふのです。この点、郵政省並びに経済企画庁から、経済企画庁の場合は物価に及ぼす影響ということも含めて、庶民に及ぼす影響ということも含めて、どの程度分析していらつしやるかお伺ひしたい。

○松井政府委員 ただいま先生が御指摘ございまして、事務用電話と住宅用電話のアップ率を比べてみました場合には、確かに住宅用電話のアップ率は平均をとつてみましても高くなるというところは言えるわけでございまして、それは御指摘のとおり、度数料と基本料のアップ率の違いというものから、利用度数の多寡によりまして全体としてのアップ率の相違が出てくるということになるわけでございます。御指摘のとおりでございます。

しかしながら、この度数料と基本料の扱いにつきましては、全体といたしまして公社の経営的な基盤を確立する、収支の均衡を保つという意味から、今回三年間の収支を算定いたしましたやむを得ざる措置としてここに提出した次第でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○喜多村政府委員 公共料金全体につきまして、四十八年以降に抑制してまいりましたので、その影響が諸所に出てまいりました。したがいまして、五十一年度になりましたと、物価の鎮静度合いが比較的安定してまいりました関係もございまして、物価の安定基調を損なわない範囲内において公共料金を上げていたきたいというようなことで私たちも協議に應じてきたわけでございまして、今回の電話・電報の料金改定に伴ひまして家計負担への影響は、先ほども高橋先生の御質問にも

お答え申し上げましたように、二千円から二千九百円、これは平均でございますが、九百円の増加になりますし、それから消費者物価指数への引き上げ寄与度は〇・四%程度だ、こういうふうな計算いたしております。

○森井委員 経済企画庁にお伺ひをするわけでありますが、電料金等の値上げの場合、いま協議をするという言葉をお使いになりましたけれども、これは個々の中身にわたつてまでしていらつしやるのですか。

○喜多村政府委員 公共料金のすべてについてではございませんけれども、重要なものにつきましては関係各省からの協議に應ずるという取り扱いにいたしております。

今回の電話及び電報につきましては郵政省から非常に細かくお話を伺つておりました。そして物価及び国民生活への影響度合い等も私どもの方から意見を申し述べまして、決定する際に意見を取り入れていただいております。こういうことでござい

○森井委員 それでは、こういう点にお気づきではありませんか。たとえば設備料というのがあります。今度原案では五万円が八万円になるわけですね。御理解いただいております。これは昭和三十五年に一万円だったのです。よろしゅうございまして、三十五年に一万円だったものが、四十三年に三万円になつてゐるのです。一挙にここで三倍上がつてゐるのです。そして四十六年でこれが五万円になつてゐる。一万、三万、五万で、そして今度原案どおり設備料の値上げが認められれば八万円になるわけですね。昭和三十五年と比べますと、設備料といふのは何と一気に八倍になるのです。これは事務当局よりも西銘政務次官がお見えですから、こつぱつた一挙に上がる設備料、三十五年が一万円です。物価は八倍になつていませぬ。一挙にそれが八万円というやうな形になるのは、これは政治家としてどうですか。

○喜多村政府委員 この設備料の問題につきましても十分協議に應じております。

確かに先生仰せのとおり、その上げ幅というのは非常に大きいと思いますが、これに關します設備投資というものの大きさも、これまた電電公社ないし郵政省からお話を伺いますならば、単位当たりの設備投資額は非常に莫大なものでございす。それはサービスの改善及び量の拡大ということになりますと、私も、これは当然のことか、こういうふう存じております。

○森井委員 企画庁、そんなことは言わせませんよ。電電公社は年々合理化しまして、たとえば新マイクロエープ方式の採用とか新同軸ケーブル方式の採用とかクロスバー交換機の導入とか、とにかくあらゆる合理化をいたしまして、むしろ設備料の原価で計算をするなら——これは原価で計算すべきだと思ふのです。だって新たに付ける人に設備料というものがかるのですから、むしろ安くならないかなければならない性質のものなんです。もう一遍答えてください。

○喜多村政府委員 ちよつと言葉が固うございませうけれども、限界的な投資費用の増大というのがそうさせているのではないかと思ひます。

○森井委員 時間がわずかでですからこの問題にこだわつておるわけにいきませんけれども、これは経済企画庁に明確に御警告を申し上げておきますが、値上げを協議される場合に、こういったことについて私はもっとメスを入れられるべきだと思ふのです。特に公社の資料によれば、設備料の値上げの理由としてこうなつてゐるのです。いいですか。「昭和四十六年当時と比べると、現在は消費者物価指数、卸売物価指数とも一・六倍になつてゐることを勘案し、単独電話五万円を八万円にするなど設備料の引き上げを行う」(こうなつてゐるのです。都合のいいところだけ四十六年と比較をして、現在物価が幾ら上がつてゐるということとは指摘をしてゐるわけでありますが、先ほど指摘を申し上げましたとおり、以前ということになると三十五年、これはもとは一万円から出発してゐるんだから、したがつて、あなたのところは物価のお目付け役ということになると、私はもっと慎重に

やつてもらいたい、これは強く要求をしておきます。

そこで郵政大臣にお伺いをするわけでありすが、大臣先ほど申し上げましたとおり、庶民と切つても切り離すことのできない電話、しかもいまだに切れない人々というのとはちらかという低所得者層であります。そういったものと、先ほど申し上げました料金の値上げの比率も問題がありまして、何と言ひましても設備料が、いままでつけた者は五万円であつた、今度は八万円出したという形になると、先ほど申し上げましたように、これから電話をおつけになる層はだんだん庶民中の庶民と言ひますが、低所得者層に移行するとすれば、もっと設備料の問題の配慮と、通信委員会でも出ておつたやうでありますけれども、たとえば値上げはもう少し抑えるわけでありすが、値上げをしないばかりでなしに、設備料等は月賦で払えるとかという方はとれないか。それから先ほど申し上げました六十年度、百年度といふのは、お年寄りや母子家庭や体に障害を持たれる皆さんの電話が多いと思ふのです。一緒にたに何もかも引き上げるというのは私はいかにも不合理だと思ひますが、その点いかがでしょうか。

○福田(篤)國務大臣 その支払いについて、月賦方式をとるとその他の配慮をして少しでも負担を軽くするといふ点につきまして全く同感でございまして、昨日も公社側が答弁したとおり、あらゆる工夫をこらしまして、そういう負担の少ないところにはなるべく迷惑をかけない工夫をして、検討いたしてまいりたいと思ひます。

○森井委員 時間がないやうであります、大臣おかわりになりましたからもう一度御認識をいたしたいのですが、いま四千九百億、四十九年、五十年の赤字があると言われておるわけでありすが、これは明確に申し上げまして、家庭用の電話は二割ずつ増収になつておる、つまりたくさん使つておるのです。むしろ二年間の減収の原因は、これははっきり事務用の電話なんです。事業が使う、電話を使つてもうける層の電話が、オイル

ショックその他で不況になりまして赤字になつておるのです。したがつて、住宅用電話と事務用電話のそういった観点からも、再検討も含めて御検討なさる御意思があるのかどうか。ただやむを得ないから上げてくれという形でなしに、やはりそれ相當の配慮が、先ほど申し上げました低所得者層とあわせて要すると思ひますので、再度この点について御検討をいただけるかどうか。

それから、やはり気になりますのは、福祉電話というのができましたね。一人暮らしのお年寄りその他でできているわけでありすが、こういう福祉電話というのはいままで国費あるいは地方自治体の費用等で、つける場合の措置がある程度なされてまいりました。私は、先ほど言ひましたやうに庶民と離すことのできない電話、しかも低所得者層等を考えると、やはりこの際郵政省が言つておられますやうにシビルミニマムという原則からいけば、そういった点についても政治的な御配慮をお願いしたいと思ひますが、この点について一言御所見を承つておきたいと思ひます。

○福田(篤)國務大臣 低所得者に対するいろいろな配慮は当然でございすが、同時にまた、福祉電話に対するわれわれの考え方も先ほど御答弁申し上げたとおりで、何とかして国家が補助するなりあらゆる方法を講じまして、福祉電話に対しては十分の対策を立てる考えで厚生省ともいろいろと打ち合わせをしております。とりあえず五十二年度は御承知のとおり一億二千万の予算を計上したわけでありすが、まだまだこれでは不足であると考えておりますので、今後も十分の配慮をいたす決意でございす。

○森井委員 もうお約束の時間がはば来ましたから、最後に一問お伺ひしておきたいわけでありすが、国鉄それから電電、そしてまたさぞ郵便料金が取りざたをされておりますね。郵政大臣はことしの六月二十一日、郵政審議会に一定の諮問をなさいましたね。これは読み方がいろいろあると思ひますが、場合によつてはやはり値上げもせざるを得ないというやうなところまで郵政

省として期待をしておられたのではないかとこの節が見られております。大蔵省は、何とか五十二年頃から値上げをし、こういう要求があるやに聞いているわけでありすが、これから選挙が近づいておるから、恐らくそうはつきりはおつていないと思ひます。これは、事務当局では着々と五十二年以降の郵便料金の値上げについて計画されているやに私も感じられてゐるやうで、そこでこの際、こういうふうな国鉄、電電と値上げのダブルパンチですから、そしてまた郵便料金じやないかと言われておりますので、来年度以降郵便料金を値上げしない、少なくとも五十二年、五十三年度については値上げをしないという約束を私はぜひともしていただきたいと思ひますが、大臣の所信を承つておきたい。

○福田(篤)國務大臣 郵便料金は御承知のとおり本年値上げしたばかりでございす。御指摘の五十二年、五十三年度と言へばあと二、三年でございすから、その間において再び値上げをするやうなことは、私としては考えておりません。

○伊藤委員長 野間友一君。

○野間委員 値上げ絶対反対の立場から若干の質問をいたします。時間の制限がございすので簡潔にお答え願ひしたいと思います。

まずお聞きしたいのは、現在の電話の普及台数と、それからプッシュホンの普及台数、これをひとつ数字で端的にお示し願ひしたいと思います。

○玉野説明員 一般の電話は三千万を超してありますが、プッシュホンにつきましては、現在百二十万でございす。

○野間委員 そうすると、普及率という割合は五%以下ということですね。

○玉野説明員 さうでございす。

○野間委員 当面、五十二年から五十三年度にかけてのプッシュホンの普及計画の台数、これをお伺ひしたいと思ひます。

○玉野説明員 四十四、五万程度ずつ毎年ふやしていきたいと思います。

○野間委員 そうしますと、約百五十万台ですね。

五

五

工程その他も全部洗いまして、その上で適正な価格をつけて購入いたしておりますので、決して高過ぎるというようなことはございません。

○野間委員 聞いたことに答えてください。私たちは納得できませんので、その内訳を示して、これは相当だ、適切な価格だというような資料を当委員会に出してくれ、こういうことです。

○三宅説明員 実際の購入価格の内訳等は契約の内容に立ち入りますので、一般に外へ出しておりませんというところでございます。

○野間委員 そういふ秘密主義は困るじやないですか。企業の秘密は独占の中でもないいろいろ言われておりますけれども、しかし、民間は民間で、独禁法の関係で私たちは論議しておりますけれども、少なくとも公社なんですよ、公社がこれを買って付けておる、しかもこれに対して疑惑がある以上、これを明らかにするのあたりまえじゃありませんか。郵政大臣、これはいかがですか。

○福田(篤)國務大臣 公社の責任者が答弁しておることを、そのまま私も承認したいと思っております。

○野間委員 それは私は納得できませんね。大臣、五千五百円と一万一千八百円、六千円の差があるわけです。しかも基本料金が千三百円も違う。いまコンピュータや回路の技術開発が進んであろうものは簡単にできるのですよ。これをいまだにそういう価格で取引されておることに、技術者も言っておるし、また国民も疑惑を持っておるのです。これはあたりまえのことじやないでしょうか。赤字だから値上げせよというところは確かに言われます。ですけれども、値上げを言われる以上、国民に対して一つでも疑惑のないように納得のいくような説明をするのがあたりまえじゃありませんか。いかがですか、もう一度お答えください。

○福田(篤)國務大臣 物品の価格の問題については私は全く素人で、いろいろ自分の考えをあれできませんが、また同時に公社の責任者が公式の委員会で答弁している以上は、やはり私は郵政大

臣の立場からこれを認めるという立場をとるわけでございます。

○野間委員 それでは私は委員長にお願いいたしますけれども、ぜひいま申し上げたようないわゆる原価の構成、内訳、そういうものについての資料を郵政省なり電電公社が当委員会に出すように理事會で協議をして、ひとつ諮っていただきたいと思います。

○伊藤委員長 御趣旨に沿って理事會で協議を申し上げます。

○野間委員 そこでお聞きしたいのは、プッシュホンメーカー、公社が購入しておるメーカー、これは一体どこから買っておるかをひとつお聞かせ願いたいと思っております。

○小西説明員 お答え申し上げます。

岩崎通信機、東京芝浦電氣、日本電氣、富士通、沖電氣、日立製作所、以上六社でございます。

○野間委員 そのようでありまして。そうしますと、六社からプッシュホンを買っておりますけれども、購入の割合は大体どういうことになっておりますか、シェアと申しますかね。

○小西説明員 お答え申し上げます。

いま手元に細かい資料がございませんので、正確な数字はお答えできませんが、一番多く受注しておりますのは、現状ではたしか岩崎通信機ではなかったかと思っております。

○野間委員 確かに申し上げるやうにこの六社から買っておりますけれども、そこで私、電電公社の高級官僚の天下りとの関係をずつと調べてみたのです。

これはことしの九月十日の「国政通信」、これはわれわれのところによく配られてまいりますが、これを見ました。そうしますと、電電公社の高級官僚がいふ企業に天下っております。調べてみますと、これは「国政通信」によるわけでありまして、日本電氣の場合には二十三名、沖電氣が十五名、岩崎通信機が七名、富士通が六名、東芝が四名、日立は残念ながら「国政通信」という資料の中にはないようであります。

しかも、この天下りの前歴あるいは現在の会社の中での役職を見ますと、社長であるとか専務取締役あるいは常務取締役、これを初めとして星のごとくそれぞれの民間のメーカーの中に電電公社の天下りの官僚が位置しておるということが明らかになっておるわけでありまして。

いま申し上げたそれぞれのメーカーに対する高級官僚の天下り、まあ人の名前は挙げませんが、これだけの数があるということについてはお認めになると思っておりますけれども、いかがですか。

○北原説明員 お答えします。

ただいま天下りというお話がございまして、「国政通信」でさかによりまして、岩崎七名、東芝四名とかいう数字が出ておるようでございます。また一方、社長というのもあるようでございます。また、この方は富士通の前社長でもうすでに亡くなられておるわけですが。

それから役職についておる方を比率として出されたようでございますけれども、たとえば日本電氣に二十三人行っておると言いますが、役員では二人かせいぜい三人だと記憶いたします。したがって、その数字はどういう方々を対象として計算されたか、計算の仕方ものいろいろあるかと思っております。

私どもの場合、こういうように公社の職員が関係会社に行くという本質は、この会社の、ただいま質問のあったような発注ということではなくて、持っているその方のシステムエンジニアリングの力というものが採用のベースになって行っておるのが実情であると思っております。

○野間委員 ここで一人一人名前を挙げまして、どこの出身でいまだどういう役職だということについて論議する時間があるかもしれませんが、少なくとも私も若干の裏づけで調べてみた結果、この記載の中身についてはほぼ間違いないというふうには私は思っております。

ですから、そういう点から私が申し上げたいのは、プッシュホンについて先ほど申し上げたように、技術者からいろいろな疑惑がある、私もやは

りそういう感じがするわけであります。しかもいま申し上げ、また答弁もされましたけれども、入れておるメーカー六社のうちの五社までが電電公社からの高級官僚の天下りが占めておるといふ点で、私はなおさらこの関係の疑惑が深まってくるというふうに思っております。しかも今後三年間であとまだ百五十万個購入されるということになりますと、このプッシュホンをダイヤル式の価格としてそれが適正だ、そういう点で計算いたしますと、これで九十七億五千万ですね。これが公社の損と申しますか、過大な赤字の計上になるのじやなからうか。これは計算が前提ですから、計算が間違っておればともかく別でありますけれども、私の前提からすればこういうことになるわけですね。しかも、その分が一般国民の電話料金にしろ寄せられるという結果にならざるを得ないと思っております。そういう点から考えまして、これは一つの例でありますけれども、公社の赤字宣伝に国民が大きな疑惑を持つのは当然である、こう言わざるを得ないと思っております。

したがって、私がいま申し上げたようなことを踏まえて、ひとつ郵政省あるいは電電公社、この点について少なくとも疑惑を解くような資料を当委員会に出してほしい、このことを要求いたしますが、電電公社総裁、どうですか。

○米澤説明員 ただいまの資料、提出いたします。それから、ちょっと一言申し上げますと、このプッシュホンは日本の発明ではなくてアメリカあたりでやっているのを日本がまねをしたというのであります。何も日本だけがやっているものではないでございます。これだけつけ加えておきます。

○野間委員 余り時間ありませんので、割引料金等について少しお聞きしたいと思っておりますが、先ほどからも同僚議員からも話がありましたけれども、夜間料金ですね。その夜間料金は現行が午後八時から翌朝の七時まで、六十キロ以上、以上です。この区域に限られております。これを少なくともそのピークを過ぎた、五時で大体公社が終りますけれども、午後六時までその時間帯を広



げてくれ、しかもその区域内通話についても割引をせびしてくれ、こういう要求が非常に強いわけだ。この点についての郵政省の見解をお聞きしたいのと、それから時間がありませんから続いて申し上げますが、日曜あるいは祝祭日ですね。正月三日は日曜ですが、お正月の祝祭日です。日曜日を祝祭日、これについても割引料金を新たに設けてくれという要求。それから三つ目は、体の不自由な方とかあるいは視力の障害者、特にこういう方々はなかなか外出歩けないわけですね。したがって、うちの中で電話をして、そしていろいろな用を足されるという頻度、度合いが非常に強い、こういうわけでありまして、そこで、こういう方々からも私も要求を受けておりますけれども、値上げは絶対にしないでくれ、切実な声であります。

そこで、少なくとも全体についての値上げは反対しますけれども、いま申し上げたいのは、この重度の障害者を初め、体の不自由な方々あるいは視力障害者、こういう方々の専用電話、これらについては割引の料金制度をつくるかあるいは値上げを据え置くとか、そういうお考えがあるのかないのか。この点について、三点ですけれども伺いたいと思います。

○松井政府委員 ただいま御質問のございました三点についてお答え申し上げます。

第一点は、夜間割引の点でございますが、この点につきましては公社の今後の検討を待ちまして、認可申請を待つて郵政省としても考えてまいりたいというふうに思っておりますが、いずれにいたしまして、この問題は今後の料金体系等を検討する中で、これも含めて検討してまいりたいというふうに郵政省としても考えております。

第二の、日曜、祝祭日の割引の点でございます。これも公社の申請を待ちまして郵政省として検討するということにいたしてまいりたいと思っております。

第三の、身障者の電話設置の点につきましては、今後ともできるだけ努力を郵政省として

払ってまいりたいというふうに考えております。

○野間委員 これで時間がありませんので終わりますが、最後に郵政大臣一言お聞きしたいと思っておりますが、逓信委員会、すでに公社側がわが党の平田さんとあるいは参議院の山中議員等の追及で答弁をされておりますが、このうちで、一般住宅用電話のサービス工程の実際の架設費が一六六千円。ところが加入者から実際に取り立てておる設備料は五万円である。これが今回八万円に値上げされる計画であります。逆に、主に大企業の使用ビル電話、この架設費、これはサービス工程という表現で呼んでおるようでありますが、十六万円実際にかかるのに、取り立てる設備料は二万五千円ということになっております。

さらに、もっぱら大企業が使いますデータ通信、これは公衆回線でありまして、架設費が二十万三千円、これに対して設備料は実際に五万円しか取っていない。これは電電公社の予算書四十九年から計算したものであります。テレックスについて言いますと、九十四万円かかるのに五万二千円しか取っていない。これも公社答弁で認めておりますが、それからデータ通信全体では四十八年度から五十二年度までの五年間、五千億円かかるのに実際に取るのは五十一億円、こうすることになっております。

これでは国民の犠牲で大企業に出血サービスするというふうには言われてもやむを得ないと思っております。大企業にはきわめて有利で、国民には不利なこうした料金体系、これをやはり根本的に是正をして見直す、さらに公社の経営にとって過大な設備投資あるいはそれに伴う過大な減価償却、これは平田さんがきのうやりましたけれども、こういうようなものを再検討するなどは、黒字になると私は思うのです。そして値上げをする必要はなくなる、こういうふうには私は思わざるを得ない。この点について、最後に郵政大臣の所見をぜひお願いして、私の質問を終わりたいと思っております。

○福田(篤)国務大臣 料金決定の要素は御承知のとおり、原価、それから利用価値、それから個

別のサービス料金、こういったような要素をバランスをとりながら決定しておる次第でございますから、大企業が使われないと特に安くなることは全くございません。

なおまた、データ通信その他についてはまだ発足以来日が浅く、またバラエティーもあり、いまのところ収支償わず、赤字であることは御承知のとおりでございます。しかしこれも近い将来収支償う見込みを専門家が立てておりますし、同時にまた、このたびの料金改定を見た場合には、恐らくデータ通信についての料金、あるいはその他の専用線についても値上げの申請が公社からくるものと私も考え、それは直ちに認可するいまの予定でございます。

○野間委員 一応終わります。

○伊藤委員長 有島重武君。

○有島委員 物価特別委員会と逓信委員会の連合ということ、経済企画庁長官の福田副総理がお見えになつていて大変いいわけなんですけれども、おかげでもって残念ながら御出席がない。

そこで、郵政大臣に私は一般的御認識を承っておきたいのだけれども、今後の一般的な物価の状況がこれからどんなふうになっていくだろうかと、これは消費者としては非常に心配しているわけですね。その中でも鉄を初め公共料金の値上げが行われようとしている、そういうことでございましてけれども、郵政大臣として、今後の消費者物価の値上げを含んでどんなふうに御認識になつていらっしゃるのか、これは経済企画庁からじゃないですよ。郵政大臣としてはどんなふうにお考えになつておられるのか、そのことを最初に承っておきたいと思つております。

○福田(篤)国務大臣 今回の値上げの問題については御指摘のとおり、四十九年度では消費者物価指数は〇・四％弱、また十月一日に発表されました総理府の統計局のデータでは大分率が上がりまして、御存じのとおり〇・八％くらいで、なかなか私ども軽視できない問題と考えております。しかし、どうしても現在の悪化した赤字欠陥を

生ずる公社の経営状態を見ますと、国民の皆さんには大変迷惑であります。究極の目的はやはり国民の皆さんのサービスの向上、充実でございますので、このたびの値上げをそうした背景を見ながら御理解をいただいて、認めていただきたいと思います。どうか御承知を申し上げます。

○有島委員 私は、今後の国民生活あるいは物価の動きという点についてどのような御認識を持つかという点について伺つたわけなんです。お答えは、どうしても値上げをしなればならぬのだからというふうなお話なんですね。

大臣は、これもこんな基本的なことを伺つて失礼に当たるかもしれないけれども、消費者保護基本法という法律があるのは御承知だろうと思ひますけれども、その消費者保護基本法というのはいくつかの精神であるかといふことは御承知でいらつしやるかどうか、大変失礼な質問かもしれないけれども、ちょっと承つておきたい。

○福田(篤)国務大臣 御指摘のいまの法律を私は私は存じません。勉強してみます。

○有島委員 きょうの物価特別委員会との連合審査というのはそういう意味があるわけなんです。そういう意味というのはあれだけれども……。

大体政府の施策というものが、業者といふものが、仕事をしている方を保護していくという傾向に明治以来いままですつと流れてきてしまつた。それを、政府の施策といふものを今度は消費者の立場から全部見直してみよう、それが消費者保護基本法の基本的な姿勢でございます。それで物価特別委員会とここで連合審査をさせていただきます。ただいまお答えしたけれども、そういう立場から、国民の経済生活という立場からもう一遍見直してみよう、それがこのいまの委員会の趣旨であると思つております。大臣の姿勢が、今後の国民生活、ことに一番心配をされている消費者物価の値上がりについての大体の見通しというふうな点についてどんな御配慮を持っていたかといふこと、無

関心であるというふうなことになる、国民としては皆怒ると思うのですね、これはひど過ぎる、これは別に、大臣に御就任になったばかりだから専門的なことを私は聞こうと思つていいわけじゃないわけですね。特に郵政問題についての専門的なことを私は伺つていいわけじゃないわけですね。これは国民の生活のことを聞いているわけですから、いかがでございましょう、今後の物価に電電の値上げがどんな影響を持つてあらうかということ、まあ大體見通していらつしやるのだらうか。また、それをどのようにカバーしていかなければならぬ、そういったような御配慮を持つていただくのかどうか、その辺のことを国民は聞きたいと思うのですね。一言言つていただけますか。

○福田(黨)国務大臣 先ほど申し上げたような消費者物価に対する影響は確かにございます。この点については、御案内のとおり電話そのものがいますでいわば日常生活の必需品的な立場にあり、ことに一般家庭の最近における利用度を見ましても、この値上げは決して好ましいものではないし、また、できれば値上げしないで済ましたいというのが私個人の考え方であり、先ほど来申し上げたとおり、この現在の赤字欠陥、一カ月で六百五十億も欠陥が生ずるといふ客観的な事実から見ても、消費者物価に対する影響を考えた場合、国民の皆様には非常な御迷惑であります、また影響も決して小さいとは考えておりません。しかし何とかしてこういうような経営状況の悪化を御理解願つて、究極は国民のサービスをもっとしっかりと充足していきたい、電話の積滞の解消あるいは自動化といったようなことも徹底的にやりたい。いまのままではどうしてもサービスの計画自体がすでに実行不可能というふうなことになる大変な事態でございまして、物価に対する影響、また国民の値上げに対する心理的並びに実際的な家計簿から見ても、御負担をかけてまことに申しわけないと思つてゐる。現況を決して輕視しておりません。ただ、以上申し上げた事情で、この際国民の皆様には御理解を願つてひとつ値上げを

認めていただきたいという考え方でございます。

○有島委員 そういつたお答えを聞いたら大部分の国民は相当がっかりすると思うのですね。同じ事を運んでいくにしても、どこまで配慮をしていくべきなのだろうかということですね。大変失礼な言い方かもしれませんが、それは大體企業側といひますが、の言いわけ、その代弁をなさるばかりの大臣であるというふうな印象を受けざるを得ない。残念であります。

ところでいまおつしやつた計画の問題、これは恐らく四十八年度を初年度とした第五次の五カ年計画、このことであらうかと思うのですね。これは総額七兆円ということなんでしょう。それで、こうした計画に基づいてもこれはどうしても必要だ、しかも赤字がある、そういうふうなお話であらうと思うのですけれども、この四十八年度という時点と、それから現在昭和五十一年度、一九七六年だけれども、その四十八年当時のわが国の経済計画のあり方と、それから五十年を越えたわが国の経済計画のあり方、これは質的にちよつと違ふのじやないでしょうか。その辺の御認識はどうなつておりますか。ただ連続していつてよろしいものなのか。あるいはいはゆる高度経済成長政策というもののに対して一つの反省をもつてひとつ転換していかなければならないといふふうに政府が決意した、そうしてそれを表明し、かつそれを実行に移していく、そういうことを始められてゐるはずじやないか。大臣はどうお考えになりますか。その四十八年以後のずっとその時点の連続、それでいいんだ、あたりまえだ、そういうふうにお思ひになりますか。

○福田(黨)国務大臣 御案内のとおり、経営の悪化、赤字の欠陥は四十八年度のオイルショックが一番大きな原因でございまして、物件費、人件費の大幅な高騰、それから利用構造の変化などありますけれども、そういうような背景を考えますと、四十八年に立てましたいわゆる計画自体が実行不可能という段階に入つた。それでは、いま新しい計画を五十一年度の観点に立つて立て直すのか、

あるいは計画変更するのかという御質問でございしますが、私の承知しているところでは、いままでの計画を実行するためにむしろ赤字欠陥を埋めるという考えでゐるわけでございます。

○有島委員 そこで、電電公社の方がそうおつしやるという、これはわかるのですよ。だけれども、大臣は政治家でいらつしやるわけですよ。電電公社の代弁者としてそこにいらつしやるわけじやないでしょうか。それでいいとお思ひになるのかということですよ。現状はそうでしょうか。いまおつしやつてゐることはそうなんだ。本當にそれだけのですか。

○福田(黨)国務大臣 私はいいと考えております。高度成長から安定経済という一つの新しい局面に入つたことは事実でございしますが、しかし郵政、電電公社自体、事業そのものがたとえばサービスの向上の徹底にあるわけでございますから、積滞の解消にいたしても、こ二年のうちに六百五十万個をどうしてもつくつてしまふ、申し込めばすぐ電話が引けるような状態をつくらうという計画は間違つておらぬと思ひます。残念ながら赤字欠陥のために立てました計画も五十万個を削るといふのが実情のようでありますから、私は計画自体は、そういう安定経済に合った、経済の基盤自体は確かに様子は変わつておりますけれども、電電公社本来の任務なり事業の目的から申しますと、私はこれで差し支えないと考えております。

○有島委員 大臣がいいとお考えになつてゐるという御表明は承つた。しかし、そのいいとか悪いとかは別に、もう、こうだからと来ちやつたんだからこれでいいんだ、仕方がないんだというふうな印象のいいんだであるのか、あるいは時代は変わつてゐる。日本の経済の行き方も変わつていかなければならない。そのことを十分御検討の上計画変更の必要があるかあるいは変更するならばこういう要素がある、しかし、にもかかわらずこれはこういうふうにするんだ、だからこれがいんだという話なのか、御検討なしにこれで

いいんだと言つていらつしやるのか、どつちなんでしょうか。恐らくそういつた見直しということがばくは行われてはいないんじゃないか、非常に短時間でございましてから検討なさつてないんじゃないかと拝察するわけでございます。そこで私はそれは責めるわけじやありません。それはぜひとも御検討いただきたい。もう一遍見直しをしていただきたい。今度の値上げ、値上げでない、これに間に合うかどうか知りませんよ。だけれども、その見直しをいたしますというその姿勢は大臣として持つていただくということが必要だと思ふのです。どうでしょうか。

○福田(黨)国務大臣 現在の、いままで立てました計画自体は私は適切と考えています。ただ、いま言及されましたたとえば技術革新によるところのカテゴリーの変更とかあるいはその他の経営関係においても手直しあるいは改善あるいは訂正すべき点も確かに要素はこれから起こり得ると考えますので、ただそのまゝ固定した形で何ら再検討もしないでやるといふことではありませんが、原則としていままでの計画は適切と思ひますが、いろいろな技術革新あるいは経済上その他の諸要素の急激な変化も十分考えられますので、この点は前向きに新しい材料を踏まえて検討をすることは当然でございします。

○有島委員 現在の加入量が三千万台というふうな承つております。そうですね。これはどの辺までふやしていくのか、人口比に対して、全国では二八%ということになつてゐます。地方でも大変でございまして、さういふふうなことも御検討いただいてゐるんでしょうか。

○奥説委員 お答え申し上げます。

現在、電話は約三千万を超過しております。これがどのくらいまで伸びるかということでございます。この推定はなかなかあつかひがたいでございます。余り先のことは私も申せませんが、ただ現在時点におきましては、五十二年末で全国的な規模で積滞が解消いたしますが、それから後も恐らく毎年二百万以上の需要は出るであらう。したが



いまして、こゝ五、六年はそういうペースで進むであろう、究極にどうなるかというところは非常にむずかしいと思いますが、ただアメリカの例を申し上げますと、アメリカでは現在普及率が六三ぐらいでございまして、大体百人当たり六十三個の電話ということでございまして、そういうことを考えれば日本もその程度まで行く可能性はあるか、こう考えております。

○有島委員 時間が余りありませんので、データ通信のこと、ちょっと伺っておきたいと思ひます。データ通信が四十九年度において三百五億の赤字に至ったというんですね。それで大臣、このデータ通信の主な利用者というのは大企業の中でも金融業が非常に多い。銀行の計算ですね。一つの銀行が全国のネットを持ちまして、それで非常に素早く計算ができる。ですから、昔ならば銀行が終わってから全部を計算し直して、職員がみんな残って計算をする。それで地方の銀行からも電話が入ってきて、それを何回も確認し合う。それがいささかの数字の違いがありまして全員の職員が残ってまた計算をし直すというようなことが昔は行われておった。そういうことは御存じですね。最近はそのようなことがほとんどなくなつておる。このために非常に人件費が削減されている。間違ひも少なくなつておる。これは莫大なメリットがあつた。だから電電公社様はありがたい、そういうことです。そういうことになっております。それは御存じですね、大体、ところで、それじゃそのために、金融業界だけに限つても結構です。大体どのくらい、これ人件費が削減されたらどうか。そういうことをひとつ計量、これは計量は可能だと思ふのですよ。これはどのくらいの見当だとお考えになるか。

○山内説明員 お答え申し上げます。ただいまの金融関係のことでございますが、確かに公社もそういう仕事をしておりますけれども、金融関係のコンピュータ化という仕事はむしろ自営でやっておりますのが大変多い状況でございまして、かつ金融機関それぞれ自社の企業秘

密に属するようなことでございまして、そのコンピュータ導入によりましてどの程度の経済化を達成したかというような発表は公式にはなされておられませんので、われわれも把握しておらないという状況でございまして。

○有島委員 これは企業秘密部分があるかもしれない。それから自前のものもあるかもしれない。しかし電電のサービスによってどのくらいの利益を得ているかというこの大体の見当は大臣ひとつつけていただきたい。そしてそういうようなところからもう少しちゃんとお金を持ってくる。そういうような大きな規模でもつてやっておるいろいろな企業、特に金融業のようなところが莫大な人件費の削減によつて利益を受けている。そういうようなものをまたこつちで支えるために、零細なる各家庭の電話料の方にしわ寄せが来ているんじゃないかなわいなというふうに思ふのですよ。これは国民の実感なんですよ。だからそれは明らかにするようになつていただきたいんだけれども、努力していただくでしようか。私はお役人さんのことはいいから、ひとつ大臣がこういった方面について君ひとつ研究してみてくれぬか、こう一言おっしゃればいいわけですから。われわれとしてはそのことを望むわけなんです。大臣はひとつそれを聞いてくださいますか。大体どのくらいか、計量してみよう。どうですか。

○福田(篤)国務大臣 データ通信の問題ですが、これが相当金がかかる。そのために電話その他の利用者に負担がしわ寄せになるといけない、全く御説のとおりでございまして。ただ問題は、データ通信が発足以来まだ日が浅いわけで、元来の基本的な経営姿勢はあくまで収支償うということが必要でございまして、いまのところ赤字でございまして、専門家の意見を聞きますと、近いうちに収支償うんじゃないか。とりあえずまたこの法定料金改定を見ました場合には恐らく公社側からこういう認可を申請する。料金の引き上げの問題が必ず出てくる。事務的にはすでに連絡が来ておるようでございますが、私は直ちにこれに許可を

与え、引き上げる考えでございまして。将来はなるべく一年でも早く収支償う方向に持っていきたいと考えておるわけでありまして。

○有島委員 ちょっとかみ合わないのですよ。いまは電電公社内の収支償うか償わぬかというお話なんです。それは電電公社ないしはお役人さんにお任せしてよろしいお話なわけですね。大臣にばくがお願いしているのは、大体政府が応援してるといいますか、そういう事業によつて多くの利益を上げておる民間企業、それにどのくらいの利益を与えておるのかということをお話を大体見当をつけて、細かいところまで言わなくてもいいですけれども、それは大蔵省に頼んでも結構、それを計量していただきたい。いいですね。それから国民の側といふますか、零細なる家庭の方にそれがどのようになつておるのかということですね。いまその話をするための委員会なんですよ、連合委員会だから。大臣、ひとつその幅をちよつと広げていただいて、もちろん電電公社内の収支というところは大切な問題でございまして、そのことを超えて、その収支のバランスをとれる前提といたしまして、どのくらいの利益を与えておるかということについて一つの見当をつけるような計量をしていただきたい、そうお願いしているんだ。どうですか、それは。

○福田(篤)国務大臣 その御趣旨に沿つて十分検討いたします。

○有島委員 お約束の時間が来ましたからこれでやめますけれども、大臣、せっかく大臣におなりになったのだから、代弁者みたいじゃなくて、国民を守つていくという大きな立場をお忘れないうにしたいんだとお願ひ申し上げます。

○伊藤委員長 和田耕作君。

○和田(耕)委員 最初に、この連合審査が行われるまでの問題について私の感じていた問題を率直に申し上げたいと思ふのです。

昨日のちよつと昼ごろでございました。きょう連信委員会と物価委員会との連合審査をやるん

だ、しかもその時間は一時間半だという知らせを受けまして、物価委員会では特別の理事会を開きまして、そんなことならもう断つたらどうか、私はそう申し上げたのです。連合審査をやつたというだけのことであればそんなことは必要でないんだ、第一この連合審査の時間を一時間半なんということは何事だ、一時間半であれば私どもの時間は十分そこになつてしまふ、なぜそうまで急ぐんだというのをきのうも私強く申し上げたのですけれども、何だかとても急いでいる感じがするんですね、しかもきのうから。たとえあした、あさつてのうちに議了をして、そして来週の初めには本会議で決めていくというような説もあるのですけれども、この大事な問題をどうしてそんなに急ぐんだ。しかも足元から鳥が立つみたいな感じですね。

私は、これにつきまして、九月二十九日、三十日、あの日に公労協がストライキを構へまして仲裁裁定の即時実施というのを政府に迫る、御案内のように、政府はそれまでは値上げ二法案が通らなければ仲裁裁定はできないかもわからぬぞということを言つておつた、これがどうなつたか知らぬけれども、「ああ」「うん」のようなかつこうであるか、とにかく値上げ法案は何と通しましうが仲裁裁定はのんでくれというようになつたのではないのか。それをきつかけにしてこの大事な法案をいま進めておるような形で進めるといふことになると、これは電電公社の職員と国鉄の労働者の諸君の仲裁裁定の賃上げを執行するために、国民が重大な関心を持つておる電信電話料金と国鉄運賃の問題を引きかえにしたんじゃないかという疑惑すら生まれてくる。私は、そういうふうな印象を与えることは非常にまずいと思ふのです。まずいというよりも間違ひだと思ふのです。

私どもは、御案内のようにこの法案に対して終始建設的な態度でやつてきた。いまでも、こういうものをサポートして何とか延ばしてなんという考えはこればかりも持っていない。しかし、これは国民にとつて重要な法案であるがために、せつかく



い。これはぜひとも総裁、ひとつ即刻これについて対策を練っていただきたいと思ひます。

これは一つの例を申し上げたのですけれども、このような完全な独占体でございまして、私は独占体が日本ではいいと思つておるのですけれども、これを分割するとかあるいは競争企業をつくらうかというものは、そう言う人もおりますけれども、こういうものはやはり一貫してやつた方がいいと思つたのです。それだけに、いま申し上げたような一つの例を含めて国民へのサービスという問題はぜひとも考えていかなければならぬ。と同時に、公社としては気がつかない点があるでしよう。あるわけだから、この公共企業体の内部の経営問題を、内部の機関ではあるけれども外部の人がよく注意して検討するような、何か審議会のようなものがぜひとも必要だと私は思ふのです。これは国鉄なんかでも必要ですけれども、ああいうところにいるいろいろな場合に、国民が目で見るところはまだまだ官制の審議会でもいいと思ふのですけれども、電電公社のようなところはぜひともそういうふうな一つの内部努力というものがなくとも、国民のわからない問題ですから、ぜひともそういうものを設けていただきたい。これはどういふ人が適当か。私はいままでの役人あるいは役人のOBの審議会のようなものは適当でないと思ひます。適当な方法で選んだ第三者という人を、しかもしかるべきそういうよくわかるような人を、そういうふうな委員の方に任命をして、そして、外部の人が内部から独占企業体の経営の適否を検討するということが必要だと思ひます。

私は率直に申し上げて電電公社が五十年間に三千億もの欠損を出さなうと思ひなかつた。四十九年に千九百億も出すと思ひなかつた。公社のうちでは一番りっぱで一番金もたつて、いろいろな経営もりっぱにやつておると思つておつたところが、五十年度は三千億、五十一年度はもっと多くなるというわけでしょう。そういうふうなことも非常に国民はわかりにくい点なんです。そういうことについても、人件費の増加と

いうものが非常に大きな理由だ、こうも言われている。その人件費の増加ということについての増加する理由も、先ほどちょっと減るはずのところが多いのにとつても問題も国民は大変大きなあれを持つてゐる。またいま関連企業の問題で、関連企業の倒産するところが非常に多くなるというふうなこともあつて、これは電電公社のようところは特に関連企業との関係は国民によく理解してもらわなければならぬ問題の一つだと思ひます。そういうことを含めてぜひともひとつ努力をしていただきたいと思ひます。

特に、私物価の委員としまして、これは物価指数に寄与するのは〇・四だといふお話が先ほどあつたのですけれども、そういう数字といふものは他への波及等の問題を考えればもっともつと真剣に考えなければならぬし、これは国民が大きな犠牲を受けることですから、そういうことを含みながら独占企業体としての当然果たすべき任務をどうしたら果たせるかといふことをぜひともお考えいただきたい。そのことを述べまして、私の質問を終わります。ありがたうございました。○伊藤委員長 当連合審査会での資料要求の取り扱いにつきましては、私、通信委員長の手元において、御趣旨に沿うよう十分努力をしてまいりたいと思ひます。これにて連合審査会は終了いたしました。散会いたします。

午後三時二十二分散会

#### 公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案  
公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第九条中「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第十三条第一項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 特別電報 利用者の範囲又は利用の条件が特定される電報であつて、公社が定めるもの

第十三条第二項を削る。  
第十四条を次のように改める。

(電報の伝送及び配達順序)  
第十四条 電報の伝送及び配達の順序は、その受付又は受信の先後によつて定める。

第四十二条第一項中「左の」を「次の」に、「六月以内の期間を定めて」を「六月以内で公社が定める期間(その加入電話に係る料金を支払わない場合にあつては、その料金が支払われるまでの間)」に改める。

第四十三条に次の二項を加える。  
2 公社は、前項の規定による国際通話の取扱いの停止後三月を経過してもなおその料金が支払われないときは、公社にその加入電話の通話を停止する措置を執ることを求めることができる。

3 公社は、公社が前項の措置を求めたときは、公社と協議の上、公社からその料金の支払があつた旨の通知を受けるまで、六月間に限りその加入電話の通話を停止することができ、  
第四十三条の四中「且つ」を「かつ」に、「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第四十七条第一項中「行なわれる」を「行われ」に、「三種」を「二種」に改め、同項第二号中「先だつて」を「先立つて」に改め、同項第三号を削り、同条第三項を削る。

第五十五条の六中「但し」を「ただし」に、「通信省令」を「郵政省令」に改める。  
第五十五条の八中「且つ」を「かつ」に、「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第七十一条を次のように改める。  
第七十一条 警察法による警察庁若しくは都道府県警察の機関、消防組織法に規定する国若しくは地方公共団体の消防の機関又は政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、若しくは論議することを目的としてあまねく発売される日刊新聞紙(その発行部数が公社が郵政大臣の認可を受けて定める数以上であるものに限る。)を発行する新聞社、放送事業者、電波法の規定

により放送局の免許を受けた者をいう。)若しくはこれらにニュース若しくは情報広告を除く。)を供給することを主たる目的とする通信社の事業のための専用設備たる回線の専用の料金は、郵政大臣の認可を受けて、その原価を下らない範囲内において、他の専用設備たる回線の専用の料金より低く定めることができる。

第七十八条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「責を」を「責め」に、「誤」を「誤り」に、「問合せの取扱」を「問い合わせの取扱い」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「責を」を「責め」に、「附加」を「付加」に改め、同項第五号から第九号までを削り、同項第九号の二中「責を」を「責め」に、「第百九条第一項第五号の二」を「第百九条第一項第四号」に、「附加」を「付加」に改め、同項を同項第四号とし、同項第十号中「場合において、その旨を電報取扱局の下に」(電報に関する現業務を取り扱う公社の事業所並びに第七條の規定により電報に関する事務を委託されている郵便局及び第八條第一号、第二号、第五号又は第六号の規定により電報に関する事務を委託されている者をいう。以下同じ。)を加え、「第百九条第一項第六号」を「第百九条第一項第五号」に改め、同項を同項第五号とし、同項第十一号を同項第六号とし、同項第十二号を同項第七号とし、同項第十三号中「場合の外」を「場合のほか」に改め、同項を同項第八号とし、同条第二項中「前項第十三号」を「前項第八号」に、「定」を「定め」に改める。

第百八条の二中「除く外」を「除くほか」に、「通信省令」を「郵政省令」に、「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第百九条第一項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第二号中「誤」を「誤り」に、「問合せの取扱」を「問い合わせの取扱い」に改め、同項第三号中「附加」を「付加」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第五号の二中「附加」を「付加」に改め、同項を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「場合の外」を



備考

- 1 区域外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。
- 2 公社は、区域外通話地域間距離が60キロメートルを超える区域外通話の夜間に係る料金につき、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。

第4 設備料（加入電話加入申込が承諾された場合のもの。ただし、契約の期間が30日以内の加入電話に係るものを除く。）

| 料 金 種 別                                     | 料 金 額                                                |
|---------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 1 単独電話に係るもの                                 | —加入電話ごとに 80,000円                                     |
| 2 共同電話に係るもの                                 | —加入電話ごとに 48,000円                                     |
| イ その電話機（第36条に規定する附属的なものを除く。以下同じ。）の数が2個である場合 | 16,000円                                              |
| ロ その電話機の数が3個以上である場合                         | —加入電話ごとに 80,000円以内において、集団電話の種類に応じ、公社が郵政大臣の認可を受けて定める額 |
| 3 集団電話に係るもの                                 | —加入電話ごとに 80,000円                                     |
| 4 構内交換電話に係るもの（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）       | —加入電話ごとに 80,000円                                     |

第5 公衆電話料（公衆電話から行う通話に係るもの）

| 料 金 種 別                    | 料 金 額                |
|----------------------------|----------------------|
| 1 自動接続通話方式による通話に係るもの       | 3分まで 10円             |
| イ 区域内通話料                   | 3分まで 10円             |
| (1) 公社が指定した公衆電話から行う通話に係るもの | 3分まで 10円             |
| (2) その他の公衆電話から行う通話に係るもの    | 3分まで 10円             |
| ロ 隣接区域内通話料                 | 80秒までごとに 10円         |
| ハ 区域外通話料                   | 第3の1のイの(3)に掲げる料金額と同額 |
| 2 手動接続通話方式による通話に係るもの       | 80秒までごとに 10円         |

| 500キロメートルまで                                            | 4 秒                                   |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 750 " "                                                | 3 秒                                   |
| 750キロメートルを超えるもの                                        | 2.5秒                                  |
| ロ 手動接続通話方式による通話に係るもの（自動接続通話方式による通話ができる電話への通話に係るものを除く。） | 2に掲げる料金額と同額                           |
| 2 定額料金局に収容されている加入電話に係るもの                               | 第47条第2項の規定により公社が指定する地域相互間の通話          |
| イ 普通通話料                                                | 3分まで 3分を超える1分までごとに 3分まで 3分を超える1分までごとに |
| (1) 区域内通話料（市内通話以外の通話に係るもの）                             | 15円 5円 10円 3円                         |
| (2) 隣接区域内通話料                                           | 18円 6円 12円 4円                         |
| (3) 区域外通話料                                             |                                       |
| 区域外通話地域間距離                                             |                                       |
| 20キロメートルまで                                             | 18円 6円 12円 4円                         |
| 30 " "                                                 | 45円 15円 39円 13円                       |
| 40 " "                                                 | 60円 20円 45円 15円                       |
| 60 " "                                                 | 75円 25円 60円 20円                       |
| 80 " "                                                 | 105円 35円 60円 20円                      |
| 100 " "                                                | 135円 45円 75円 25円                      |
| 120 " "                                                | 150円 50円 90円 30円                      |
| 160 " "                                                | 195円 65円 105円 35円                     |
| 240 " "                                                | 225円 75円 135円 45円                     |
| 320 " "                                                | 300円 100円 165円 55円                    |
| 500 " "                                                | 405円 135円 225円 75円                    |
| 750 " "                                                | 510円 170円 300円 100円                   |
| 750キロメートルを超えるもの                                        | 690円 230円 390円 130円                   |
| ロ 至急通話料                                                | 普通通話料の2倍                              |
| ハ 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料                              | 普通通話料と同額                              |

係るもの(その公衆電話が収容されている電話取扱局に収容されている加入電話から自動接続通話方式による通話ができる電話への通話に係るものを除く。)

イ 公衆電話の取扱いにつき取扱者を配置すべきものとして指定した公衆電話から行う通話に係るもの

(1) 市内通話料

(2) 市外通話に係るもの

ロ その他の公衆電話から行う通話に係るもの

(1) 市内通話料

(2) 市外通話に係るもの

(イ) 普通通話料

① 区域内通話料

② 隣接区域内通話料

③ 区域外通話料

区域外通話地域間距離

20キロメートルまで

30 "

40 "

60 "

(ロ) 至急通話料

(イ) 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料

1 度数ごとに  
第3の2に掲げる料金額と同額

10円

1 度数ごとに  
第47条第2項の規定により公衆が指定する地域相互間の通話  
3分までごとに

10円

10円

10円

10円

40円

40円

70円

左記以外のもの

10円

3分までごとに

10円

10円

10円

10円

30円

40円

40円

40円

普通通話料の2倍  
普通通話料の2倍

備考

- 1 区域外通話地域間距離の測定方法は、公衆が郵政大臣の認可を受けて定める。
- 2 公衆は、区域外通話地域間距離が60キロメートルを超える区域外通話の夜間に係る料金につき、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。
- 3 公衆は、郵政省令で定めるところにより、公衆電話ごとに、この表の1のイの(1)若しくは(2)又は2のイ若しくはロのいずれの料金額が適用されるかが明らかとなる措置を執るものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十一年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に、料金を支払わないことを事由として改正前の公衆電気通信法(以下「旧法」という。)第四十二條第一項の規定により期間を定めて通話を停止されている加入電話については、その料金が支払われるまでその定めた期間通話を停止するものとする。

3 この法律の施行の際現に旧法第四十三條の規定により国際通話の取扱いの停止をされている加入電話に関する改正後の公衆電気通信法(以下「新法」という。)第四十三條の規定の適用については、同条第二項中「前項の規定による国際通話の取扱いの停止後」とあるのは、「この法律の施行の日以後」とする。

4 この法律の施行前に生じた事由に基づく料金の返還又は損害賠償の請求で予約通話に係るものについては、なお従前の例による。

5 この法律の施行の日から昭和五十一年三月三十一日までの間における電話使用料(契約の期間が三十日以内の加入電話以外の加入電話に係るもの)の額は、新法別表の第2の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

6 加入電話から行う自動接続通話方式による通話に係る料金については、新法別表の第3の1のイの規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けて日本電信電話公社(以下「公社」という。)が定める基準に従い、この法律の施行の日から起算して一月を超えない範囲内で加入電話ごとに公社が指定する日までは、なお従前の例による。

7 公衆電話から行う自動接続通話方式による通話に係る料金については、新法別表の第5の1のハの規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けて公社が定める基準に従い、この法律の施行の日から起算して四月を超えない範囲内で電話取扱局ごとに公社が指定する日までは、なお従前の例による。

8 この法律の施行の日(附則第六項又は前項の規定により従前の例によるものとされる料金にあつては、それぞれ附則第六項又は前項の規定により公社が指定する日の翌日)前に支払い、又は支払うべきであつた公衆電気通信役務の料金については、なお従前の例による。

(改正)  
9 公衆電気通信法の一部を改正する法律昭和三十三年法律第三十七号の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とする。

附則別表

| 料 | 金                      | 種                                      | 別                                | 料   | 金   | 額 |
|---|------------------------|----------------------------------------|----------------------------------|-----|-----|---|
| 1 | 度数料金額に収容されている加入電話に係るもの | 単独電話(公衆が郵政大臣の認可を受けて定める型式の電話機に係るものを除く。) | 及び構内交換電話(構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。) | 事務用 | 住宅用 |   |



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                   |                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 級度数料金金局<br/>2 級度数料金金局<br/>3 級度数料金金局<br/>4 級度数料金金局<br/>5 級度数料金金局</p> <p>2 定額料金局に収容されている加入電話に係るもの</p> <p>イ 単独電話（公社が郵政大臣の認可を受けて定める型式の電話機に係るものを除く。）</p> <p>1 級定額料金金局<br/>2 級定額料金金局<br/>3 級定額料金金局<br/>4 級定額料金金局<br/>5 級定額料金金局<br/>6 級定額料金金局<br/>7 級定額料金金局</p> <p>ロ 構内交換電話（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）</p> | <p>—加入電話ごとに月額</p> <p>1,050円<br/>1,270円<br/>1,500円<br/>1,720円<br/>1,950円</p>                       | <p>750円<br/>900円<br/>1,050円<br/>1,200円<br/>1,350円</p>                       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>—加入電話ごとに月額</p> <p>810円<br/>930円<br/>1,060円<br/>1,180円<br/>1,430円<br/>1,810円<br/>2,250円</p>     | <p>480円<br/>560円<br/>630円<br/>710円<br/>860円<br/>1,080円<br/>1,350円</p>       |
| <p>1 級定額料金金局<br/>2 級定額料金金局<br/>3 級定額料金金局<br/>4 級定額料金金局<br/>5 級定額料金金局<br/>6 級定額料金金局<br/>7 級定額料金金局</p>                                                                                                                                                                                                  | <p>—加入電話ごとに月額</p> <p>1,250円<br/>1,430円<br/>1,620円<br/>1,810円<br/>2,180円<br/>2,750円<br/>3,370円</p> | <p>750円<br/>870円<br/>1,000円<br/>1,120円<br/>1,310円<br/>1,620円<br/>2,000円</p> |

備考

1 住宅用とは、加入電話加入者（法人たるもの及び公衆電気通信法第28条第2項に規定する加入電話加入者を除く。）が専ら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。

2 事務用とは、住宅用以外のものをいう。

理由

最近における経済事情及び日本電信電話公社の公衆電気通信事業の経営状況の推移にかんがみ、その財政基盤の確立を図るため、電報電話に関する

る料金を改定する等の必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

昭和五十一年十月二十日印刷

昭和五十一年十月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局